

図書館機能からみた図書館における複製のあり方*

林和生 (学籍番号 200921744)

研究指導教員：松縄正登

副研究指導教員：村井麻衣子

1. 序論

図書館において図書館資料はほとんどが著作物であり、図書館サービスのほとんどに著作権が関わる。著作権の中でも複製権は基本的な権利であり、図書館における複製も著作権保護のため適正な運用が求められるが、著作権法の目的である文化の発展に期するためには利用者の要請にも充分応えていくべきである。

このため、本論文では図書館における複製のあり方について考察し適切な形を提案したい。

2. グーグルブックサーチ問題

出発点としてまずグーグルブックサーチ問題を採り上げる。

現代的問題として投げかけられた米国グーグルブックサーチ問題は、グーグルによる図書館資料デジタル化とウェブ上の提供サービスについて是非を問うものであるが、本来、図書館資料に対して著作権に配慮しつつ利用者の便宜を充分はかっていくべきことは、図書館の取り組むべき課題である。

3. 図書館機能からみた図書館における複製

考察の始めに、これからの図書館機能からみた図書館における複製のあり方を導出しておく。

これからの図書館の機能は、公共図書館では地域を支える情報拠点として地域の問題解決のために十分な情報提供のできる情報センターと

しての機能が求められる。大学図書館では電子化環境の進展の中で本来の教育支援・研究支援を充分後押しできる機関としての機能が求められる。国会図書館では文化の保存や提供のための基盤センターとしての機能が求められる。

これからの図書館機能から図書館における複製のあり方として、十分な情報提供が可能となる複製の便宜、十分な教育・研究支援が可能となる複製の便宜、広く文化を保存し提供できる複製の便宜が導出される。

しかし、これらが実現されるために著作権法上で問題点がある。

4. 図書館における複製に関する法規定

そこで、現行法を見てみると、我が国の図書館における複製に関する著作権法 31 条においては、図書館における複製についての制約を設けている。著作物の一部分しか複製できないという制約があり、著作物の全部が複製できる定期刊行物においても発効後相当期間経過後という条件がある。31 条に関わる裁判例においても事典の一項目に渡る複写が認められなかった。

これでは、図書館において調査・研究を目的とする複製において、調査・研究が十分保障されないことも生じうる。

なお、通常、図書館におけるセルフコピーは 31 条を根拠とする。他方で、30 条の私的使用複製の適用を主張する学説や 30 条を根拠として運用する図書館もあるが、31 条を明示的に規定している趣旨から 30 条の適用は難しいと考える。

* “Vision of the Copying on Suitable Service in the Library ” by Kazuo HAYASHI

5. 図書館の運用

図書館における複写サービス調査報告書からは、複写枚数の大半は大学図書館における学術雑誌からの複写とされ、図書館における複製の多くはほとんど調査・研究のためになされている。利用者からの複製に関する苦情では、著作物の一部分しか複写ができないことや、雑誌の最新号の複写が制限されていることなどがあげられている。

今回、独自に行った調査によると、セルフ方式の複写サービスでは図書館による複製の管理が完全ではないこと、雑誌最新号複写の可否について図書館による運用の違いがあることがわかった。

現場での、一部分や相当期間の要件を満たしているかの管理などは難しい状況であると考えられ、適切に運用ができる法規定が望ましいと考える。

6. 海外の著作権法

海外の著作権法と比較すると、図書館資料保存のための複製を認める規定は各国とも備えていたが、利用者のための複製の規定がない国があり、私的使用複製が適用されていると考える。

利用者のための複製においても分量の制限は定められているが、我が国の定期刊行物の複製における期間要件などは特異な条件であるともいえる。

7. 集中処理機構と図書館における複製

著作物の複製に関する集中処理機構は、本来、許諾の作業負担を軽減する有効な手段であるが、我が国の現行ではすべての著作権処理が可能となっているわけではない状況にある。

図書館における複製に集中処理機構を有効に組み込むシステムも提案されるが、図書館無料原則からの課金の可否や公的補償による場合の公平性、公正性も検討する必要がある。

8. 電子資料および電子図書館における複製

グーグルにより電子図書館機能が提示されているともいえ、また法制化された国会図書館における資料デジタル化も利用方法についてはルール策定が検討されている。

図書館における電子資料のプリントアウト、ファイルダウンロード、電子図書館へのリモートアクセスによる電子資料利用の可否は重要な論点であるが、問題提起までにして今後の課題とする。

9. 図書館における複製のあり方と実現方法

図書館における複製の主目的は実態として調査・研究にあり、権利者への経済的不利益になる影響は少ないと考える。

この図書館における複製は、利用者の知る権利・学ぶ権利を公平に保障する文化民主主義の視点から、また、調査・研究に供することにより教育・研究を通して社会全体として厚生が増大する外部性が生じることからも、研究目的で必要な範囲であれば広範な複製が許容されることが要請される。

これらから、利用者のための複製は著作物の複製を一人1部とするが全部の範囲までの複製を可能とするように複製可能な範囲を拡大することを提案する。定期刊行物についても期間の定めなく同じ扱いにする。また、図書館が他の図書館からの借用資料も含めて事業の実施において必要な複製を可能とすることを提案する。

提案の実現方法として日本版フェア・ユース規定導入による場合、米国型フェア・ユースのような包括的な規定の導入が望まれる。31条の改正では1項1号と2号の改正を考える。図書館ガイドラインによる解決は、本提案が31条の現在の文言での解釈可能な範囲を明らかに超えるため適当ではないと考える。

その他の方法も含めた実現可能性の検討については、今後の研究課題としたい。